



## 倫理委員会ホームページ運用細則

平成 28 年 5 月 12 日 第 91 回倫理委員会承認

### (目的)

第 1 条 本細則は、倫理委員会規程（1302）第 18 条の定めに基づき、委員会の円滑な運営を目的として定めるものである。

### (上位の規約)

第 2 条 倫理委員会ホームページの運用にあたっては、学会ホームページの維持に関する規約（0106-01）にしたがう。

### (変更の承認)

第 3 条 倫理委員会ホームページの掲載内容の変更には委員長の承認を必要とする。

### (委員への通知)

第 4 条 倫理委員会ホームページの掲載内容を変更した委員は全委員にその旨を通知する。

### (意見の受付)

第 5 条 倫理委員会ホームページの掲載内容について、委員会は学会員と学会外部からの意見を受け付ける。意見が提出された場合は、それへの対応は委員会で決定する。

### (掲載内容)

第 6 条 倫理委員会ホームページの掲載内容については、次に掲げる事項を含めるものとし、著作権やプライバシーに十分配慮する。

- (1) 委員名簿（掲載内容については委員個人の意見を尊重する）
- (2) 委員会開催案内
- (3) 委員会議事要旨

### (改定)

第 7 条 本細則の改定は、倫理委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

### 附則

1 平成 23 年 6 月 15 日 第 56 回倫理委員会制定，同日施行

2 改定履歴

- ① 内規を細則に変更 平成 28 年 5 月 12 日 第 91 回倫理委員会承認，平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会報告

附則

- 1 平成 28 年 5 月 12 日改定の細則は、倫理委員会承認の日から施行する。